# 宮崎市における性別欄削除の基本方針

## １　性別欄に関する課題

下記のような体の性と心の性とが合致していない性的少数者は、「性別欄にどちらの性別を書けばいいのか悩む」「通知書等に自認している性と違う性が記載されており違和感がある」など、生きづらさを感じている。

〇トランスジェンダー

自分の性別や表現する性別のイメージが出生時に割り当てられた性別のイメージに合致しない人

〇Ｘジェンダー

男性でも女性でもないと思う人（無性）、男性・女性のどちらでもあると思う人（両性）、男性・女性のあいだであると自認している人（中性）

〇クエスチョニング

自認する性別に揺らぎがある人

## ２　取り組むべき根拠

### （１）第五次宮崎市総合計画

第五次宮崎市総合計画の主要施策「人権尊重・男女共同参画の推進」において、「個人の性的指向*[1]・性自認*[2]を理由とする差別や偏見の解消を図るため、広報・啓発活動を推進します。」と具体的な方針を掲げている。

※1 性的指向：人の恋愛感情や性的な関心がいずれの性別に向うかの指向（この指向については、異性に向う異性愛、同性に向う同性愛、男女両方に向う両性愛等の多様性がある）のこと。
※2 性 自 認：自分がどの性別であるかの認識（この認識については、自分の生物学的な性別と一致する人もいれば、一致しない人もいる）のこと

### （２）意見交換会における当事者の意見

平成 30 年 6 月 23 日に開催した当事者との意見交換会において、性別記入欄について下記意見があった。

- 特に法律で決まっておらず、あったら良いなぐらいのものであれば、性別記入欄は空欄で自由記入にすれば良いのではないか。
- 例えば「１男　２女　３その他（　　）」のように、選択肢に「３その他（　　）」を追加するのはやめて欲しい。
- 何のために必要なのか、根拠が明記してあると書きやすい。
- 本人確認の際、（戸籍の性別と見た目の性別が乖離している場合）覚悟をして手続きに挑まなければならない。

## ３　本市の基本方針

（１）本市が取り扱う全ての性別欄のある申請書・通知書等について、性別欄削除基準に沿って性別欄の削除を検討し、不必要な性別欄は削除する。
（２）性別欄が必要な場合でも、自由記述式にするなどの配慮を検討する。
（３）新たに申請書・通知書等を作成する場合においては、性別欄の必要性について、十分検討する。

## ４　性別欄削除基準（チャート表）　　数字：申請書・通知書等の数（令和５年１月３１日現在）

性別欄のある申請書・通知書等の総数　５８０

**①宮崎市が性別欄を削除できる余地があるか。**
- 法律・政令等や県の条例等で様式が定められていない。
- 国や県等への報告に性別記載の必要がない。等

NO → 対象外　295／580（50.9%）

YES　285／580（49.1%）

**②業務上、性別情報が必要な理由があるか。**
- 統計上、収集する必要がある。
- 男女共同参画の観点から収集する必要がある。
- 医療上、性別の情報を収集する必要がある。
- 施策の実施に当たり、性別を把握する必要がある。　等

YES → 性別欄が必要な場合でも、自由記入式にしたり、「戸籍上の性別をご記入ください」や「自認している性別をご記入ください」と記述するなど、配慮を検討する。　77／285（27.0%）

NO　208／285（73.0%）

**③要綱等に基づいており、各所属のみの判断で削除できるものであるか。**
- 条例や規則等の改正の必要がない。
- 様式が電算システム化されておらず予算化の必要がない。　等

NO →
①システム改修が必要（5/32）
②規則改正が必要（8/32）
③規則改正かつシステム改修が必要（5/32）
④関連機関との協議が必要（7/32）
定期的な会合等において協議し削除する。

＊削除済　印鑑登録関連(7/32)
＊削除済　規則改正(8/32)
＊削除済　関連機関協議(4/32)

YES　176／208（84.6%）　うち削除済　169

32／208（15.4%）　うち削除済　21

**性　別　欄　削　除**

令和５年１月 31 日現在　５８０文書中１９３文書から削除

## ５　庁内プロジェクト会議

性別欄の削除については平成 30 年 8 月 10 日（金）に開催した、第 2 回性的少数者支援プロジェクトチーム会議（庁内 19 部署の課長級により編成）において説明し、合意を得た。